

令和3年度
事業計画書

社会福祉法人 春喜会

特別養護老人ホーム せせらぎ

短期入所生活介護 せせらぎ

目 次

I. はじめに	2
II. 経営理念	3
III. 経営方針	3
IV. 行動指針	3
V. 2021年介護報酬改定の概要	4
VI. 利用者の処遇について	4
VII. 年間（週間）予定	9
VIII. サービス提供計画	14

法人本部

I. はじめに

昨年度は、新型コロナウイルスの感染予防対策に1年間振り回された年となりました。年が明け3月に入っても高齢者施設での感染がとまらない為、県庁高齢者福祉課より、県内高齢者施設職員にPCR検査の依頼がきました。全職員検査したところ全員陰性の結果がでました。御家族との面会も1年近く出来ない状況が続き入居者様のストレスもたまりやすくなっております。今年度はZOOMを用いた面会など取り入れ、時代に合ったやり方を提案して参ります。予防接種次第となりますが、1日も早い終息を心より願っております。

さて、団塊の世代と呼ばれる方たちが高齢期を迎えた平成24年以降、他の国に例を見ないほどの速さで高齢化が進展しております。睦沢町においても令和2年9月末現在、高齢化率は40.2%となっており、令和22年には全国的に高齢者数がピークとなることが予測されております。

介護職員について、せせらぎだけでなく全国的に介護職員不足が続いておりますが、昨年は退職者が少ない年となりました。色々な要因があったかと思われませんが、少しでも働きやすい環境が整いつつあるのかなと感じております。昨年8月より、合同会社Grand Slamの平川先生と月2回のコンサルティング契約を締結しました。毎月第2金曜日に管理者研修を行っております。「業務に関する基本精神についての考案・組織運営統括・リーダーシップとチームビルディング」等学んできました。又、令和3年1月1日よりせせらぎの行動指針、各所属部門の行動指針を新たに策定しました。せせらぎの行動指針は「非難する心を捨て、職員同士は共に歩む仲間であることを認識し、皆で成長しよう。」に決めました。この行動指針を実行し、全員が同じ方向をむけるよう更なる努力をして参ります。

昨年2月よりベトナムから技能実習生2名もようやく来ることが出来ました。未来を見据え、次につながるよう皆で大事に育てて参ります。

今年が勝負の年であると考えております。人員を揃えショートステイを早々に開設し、皆が成長する1年にして参ります。

Ⅱ. 経営理念

- 利用者一人ひとりの尊厳を擁護し、「安心した生活・生きがいのある生活」をおくることができるよう支援いたします。
- 職員一同、「常に向上心を持って業務にあたり質の高い福祉サービスを提供」できるように努力いたします。
- 利用者に提供する福祉サービスは「幅広い視野を持って考えよりよい施設づくり」に励みます。
- 利用者と職員、そして地域が共に分かち合い、共に幸せである環境作りを目指します。

Ⅲ. 経営方針

1. 利用者の基本的人権を尊重し、自立生活を支援します。
2. 利用者本位の安全で質の高いサービスを提供し、生活の質の向上に努めます。
3. 地域との結びつきを深め地域社会の一員として支えあうことのできる施設づくりを目指します。
4. 利用者家族に納得していただけるサービスを提供します。
5. 情報公開を積極的に行い、透明性のある運営を行います。
6. 効果・効率を考えた運営をし、経営の安定に努めます。
7. 個人情報保護とその適正な運用に努めます。

Ⅳ. 行動指針

- 非難する心を捨て、職員同士は共に歩む仲間であることを認識し、皆で成長しよう。

特別養護老人ホームせせらぎ

短期入所生活介護せせらぎ

V. 2021年介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止の取組の推進」「介護人材の確保・介護現場の革新」「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るとされております。

加算の取得条件においても介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みの推進「CH「CHACE・VISIT」へのデータ提出と、フィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進とケアの質の向上が求められます。介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICTの活用を積極的に取り入れながら対応できるよう進めて参ります。

VI. 利用者の処遇について

(1) 食事介助について

- ・毎日の生活の中で食事は大きな楽しみとなっている。
- ・食事については栄養、調理を含め、利用者様がおいしく、安心して食べる事ができる環境作り(雰囲気作り)に努める。
- ・利用者様個々の障害に合わせた介助方法、介助器具(自助具)の活用で自力摂取ができるよう支援していく。
- ・また自力摂取不可能な利用者様についてはマンツーマンで時間をかけた介助を行い、食欲が無い(食欲不振)利用者様には好みの物を提供、嚥下困難な利用者様については細心の注意を払い介助行っていく。
- ・また個々の食事状況、摂取状況の把握に努め、健康管理につながるよう支援していく。
- ・衛生面にも配慮をし、食事前後の手洗い、口腔ケアにも注意し、楽しい食事行えるように支援していく。
- ・月に一度の特別食を提案し、食の楽しみを拡充していく。

(2) 排泄介助について

- ・排泄介助について利用者様のプライバシー保護、介助の言動に注意を払い、自立に向けたトイレでの排泄が行えるよう支援していく。
- ・オムツを使用する利用者様については、定時、随時排泄を心がけ、心身の状況に応じた介助を行う。
- ・また排泄器具等は状態に応じた器具の選択を行い、利用者様本人にとって無理のない介助方法を取る。
- ・オムツ外しに関しては、座位可能な方は定時、随時のトイレ誘導を行い、自然に排泄が行えるよう心がける。
- ・また各個人の排泄リズムを把握して個別対応に努め尿漏れ等の軽減を図れるよう支援を行っていく。
- ・夜間については利用者様が安眠出来るよう、利用者様各自の状態を把握し、排泄介助を行っていく。
- ・トイレ誘導の際、介助は日常生活動作の支援につながるよう心掛け、排泄、排便の量、色、匂いに留意し、健康状態の把握に努める。

(3) 入浴介助について

- ・入浴は衛生面、健康管理の面からも大切である。
- ・利用者様の心身の状態に合った入浴方法を行い、安心、安全に入浴を行い利用者様に安心して入浴頂けるよう注意を払う。
- ・入浴が利用者様の楽しみに、そして気分転換になるよう工夫をし、支援を行っていく。
- ・入浴に関して週2回を原則とする。病気、怪我等の理由で入浴出来ない利用者様については、清拭等の介助を行い清潔を保てるよう支援していく。
- ・また入浴中の環境整備、プライバシー保護、脱衣所、浴室の温度調整、入浴後の水分補給にも配慮を行う。
- ・また入浴時には医療（看護課、嘱託医）と連携を取り全身状態の観察に努め薬の塗布等の治療を行っていく。

(4) 移動介助について

- ・心身の機能の低下に伴い、車椅子使用の利用者様が多い。
- ・離床を基本とし、食事、配茶時には寝食分離に心がけ、利用者様本人に合わせた離床を行っていく。
- ・車椅子に離床する事でリハビリにも繋がる。
- ・移動介助は施設での生活リハビリにも繋がる事から、日々の介助方法に留意しつつ利用者様ご本人に合わせた車椅子、歩行器、補助具の使用を促す。

- ・移動時には残存機能の活用を心がけながら介助を行い、自力で行えるよう支援していく。
- ・移動時の転倒、打撲などに注意を払い、常に声かけを忘れず利用者様ご本人に無理のない介助を行い、事故防止に努める。

(5) コミュニケーションについて

- ・利用者様は高齢であることから一般的にコミュニケーションが取りにくい事が多い。言語、聴力の低下がみられる事が多く、認知症の場合はその障害に対する理解が必要となる。その為介護者はコミュニケーション能力についての予備知識を持ち、専門職との連携を取り少しでも有効なコミュニケーションを取れるよう努める。

(6) 問題行動について

- ・問題行動は心身の不安、異常性格、認知症により発生する。
- ・その行動は他の利用者様にも影響があり、問題の多くは徘徊、不穏興奮、暴力行為、夜間せん妄、睡眠障害、不潔行為等に見られている。これらについては対応が困難な場合が多く、基本的には受容、共感の心で接する事が大切である。利用者様ご本人が一日を快適に楽しく過ごして頂けるような環境を作る事が大切である。

(7) サービスの質向上について

- ・施設生活は、ご本人がこれまで生活して来られた背景、生活習慣に十分配慮し、自身の生き方が尊重されると共に、不安のない日常生活が保障され、初めて成立します。よって老いの不安を抱える高齢者の心理特性を理解し、個別ケアを目標に、きめ細やかな支援に努め、自己評価、利用者評価、第三者評価に積極的に取り組み、サービスの質を改善するように努めます。
- ・個々のサービスの標準的な実施方法を文書化し、サービスを提供します。職員が共通の認識を持ってサービスにあたり、安全性を含め一定のサービス提供を確保出来るよう努めます。
- ・標準的な実施方法を含め、一定のサービス水準を確保した上で、それぞれの利用者の個別化を行います。利用者のサービス提供の個別化にあっては、サービス実施の留意点やプライバシーへの配慮、使用する設備、福祉機器等、個々の場面において業務手順書として文書化します。標準的な実施方法は、定期的に見直しをする仕組みを確保し、福祉サービスの向上に、職員共通の認識を持ち、サービスの質に関する検討を継続して実施します。

(8) 利用者本位の視野に立った具体的サービス内容

- ・介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設サービス計画によるサービスの目標を念頭に置いて行う事が基本であり、自立している機能低下が生じないようにすると共に、残存機能の維持向上が図られるように、適切な技術をもって介護サービスを提供し、必要な支援を行います。
- ・利用者様のリネンに関しては清潔保持の為、最低週1回はシーツ交換を行います。汚れた場合や希望時は直ぐに交換します。
- ・アセスメントにあたっては、利用者様及び家族の方に面接を行います。この場合にご利用者様やそのご家族との間の信頼関係、協働関係の構築が必要であり、面接の趣旨を十分に説明し理解を得るようにします。
- ・計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が利用者様の生活に直接影響する重要なものであることを認識し、サービス計画原案を作成します。計画原案はアセスメントの結果を専門的見地に基づき、家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとします。施設サービス計画原案は利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針ならびに生活全般の解決すべき課題に加えて、機能訓練、看護、介護、食事、入浴、排泄などの各種サービスに係る目標を具体的に設定し記載します。
- ・施設サービスについて、利用者個々の長期的な目標及びそれを達成する為の短期的な目標を立て、それらの達成時期には、計画及び提供したサービスについての評価を実施するようにします。
- ・介護支援専門員は、施設サービスの担当からなるサービス担当者会議を開催し、専門的な見地から意見を求め調整を図ります。担当者は、介護支援専門員、相談員、看護師、介護士、栄養士などが担当します。
- ・施設サービス計画の作成後において、利用者、家族、サービス担当者と継続して連絡調整を行い、継続的なアセスメントを含むモニタリングを実施します。
- ・利用者の解決すべき課題の変更がある場合においては、施設サービス計画の変更を行うこととします。
- ・モニタリングは、利用者の心身の状況に応じて定期的に面接して実施し、記録に残しておきます。

(9) 相談・苦情への考え方と取り組みについて

- ・当法人では、事業所ごとに苦情相談窓口を設け、担当者を選定します。
- ・その窓口と連絡先などを契約時、重要事項説明書に明記するとともに施設内にも、掲示し分かりやすく話しやすい体制作りを行います。
- ・また受付けた苦情に関しては、迅速に苦情相談窓口担当者に報告します。

- ・さらに苦情相談窓口担当者と共に施設長、介護支援専門員、相談員、介護職、看護職、事務職に報告し、苦情に対する問題点を共有化します。
- ・内容に関して、対応マニュアルを基に迅速な対応と問題解決に取り組みます。

(10) 消防計画及び消防訓練の取り組みについて

- ・防災への対応（計画・訓練・非常災害の隣の近隣住民との連携体制）平成 23 年 3 月 11 日に発生した、東日本大震災では、大地震・大津波による被害と福島第一原発の事故という二つの供給不足から、計画停電の対策を迫られ、障害者、高齢者にとって安心した生活に不安をもたらす事態となりました。
- ・今後の再発を想定し、利用者様や家族、更には施設機能を生かした地域住民への災害時体制を整備する事が社会福祉法人の使命と考え、日頃より地域の自治会、消防と連絡・連携し非常災害時に備えます。

(11) 防災への対応策・災害時の具体的な取り組み等

- ・建築基準法、消防法に定められた初期消火及び延焼の防止に配慮した構造（スプリンクラー、不燃材料等の使用、防火区画の設置）火災の早期発見及び通報等の自動火災報設置、通報装置、避難訓練の為の非常口、避難誘導灯、非常用通路確保などの整備を行います。
- ・水害浸水想定として、電気設備やキュービクル等の水害に影響のある設備については施設の高い所へ設備整備します。
- ・停電時の対策として最小限必要な照明、空調設備、緊急呼び出し（ナースコール）、非常放送、酸素、吸引装置、電話等連絡装置、PC 機器システムが最低 4 時間使用可能となる非常電源発電装置を整備します。
- ・防火管理者を中心とし、通報、避難、消火、避難誘導訓練を年 3 回以上（うち 1 回は夜間又は夜間想定）実施いたします。また災害時、多くの職員を動員できるよう日々、緊急連絡網の確認、緊急招集訓練、緊急連絡訓練を実施します。

※感染症や災害が発生した場合であっても利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築しなければなりません。3 年間の経過措置期間が設けられておりますが、BCP 計画①感染症対策強化のガイドライン・②業務継続に向けた取組の強化のガイドラインの策定を進めて参ります。

VII. 年間（週間）予定

①年間会議予定

会議名	日 程	議題 内容等	参加者
全体会議	毎年 3 月 (必要時)	今年度の報告・反省 各部署からの報告 来年度の目標の具体化	全職員
経営会議	毎月 1 回 必要時	法人全体の経営について 業績状況確認・検討課題の抽出	☆理事長 施設長
ユニットリーダー会議	毎月 1 回 必要時随時	全入居者の状態把握・報告 ユニット会議からの報告 各ユニット意見交換 (問題の抽出・ユニット対比) 今月の反省と来月の目標の確認	☆介護副主任 施設長 相談員 事務主任 看護職員 介護支援専門員 ユニットリーダー 栄養士
看護師会議	毎月 1 回 必要時随時	利用者及び職員の処遇上、身体上問題事項 の分析・検討 衛生管理・指導 提携病院・嘱託医との連携・調整	☆看護職員 相談員 介護副主任 介護支援専門員
給食・栄養会議	毎月 1 回 必要時随時	月々の献立の分析、検討、改善 食環境の整備 個々の食事環境及び状態の評価 経営的視点からの分析・評価	☆栄養士 相談員 介護副主任 看護職員 介護支援専門員
事務会議	必要時随時	諸問題についての検討・改善 諸経費・物品等々の状況確認・見直し 請求業務・労務に関する確認	☆事務主任 施設長 事務員
サービス担当者会議	必要時随時	ご利用者についての状況確認 状況変化に伴う再確認・プラン見直し 諸問題についての各部署との意見交換 ご家族様との意見交換	☆介護支援専門員 相談員 介護副主任 ユニットリーダー 看護職員

②年間委員会予定

委員会名	日程	議題 内容等	参加者
身体拘束・虐待防止・利用者尊厳委員会	偶数月 ※3 ヶ月に1回は必ず行う	身体拘束廃止を目指した検討及び実施 職員への周知徹底 研修会の開催 虐待防止についての理解、権利擁護の理解、尊厳の誇示	☆生活相談員 ユニットリーダー 看護職員 常勤介護職員 非常介護職員
事故防止対策委員会	毎月1回 必要時随時	事故・ひやりハットの防止対策 事故原因検討・再発防止の検討 職員への研修会開催計画・周知徹底	☆ユニットリーダー 介護支援専門員 常勤介護職員 非常勤介護職員
感染症・褥瘡・衛生・サービス環境委員会	毎月1回 必要時随時	施設内での感染対策・褥瘡予防の徹底 事案発生時の対策計画 職員への研修会の開催・周知徹底 環境整備箇所の抽出・伴う物品購入の検討。安心・安全な住みよい空間づくり	☆看護職員 介護支援専門員 栄養士 ユニットリーダー 常勤介護職員 非常勤介護職員
広報・ボラ・行事委員会	施設行事に合わせて開催	行事の企画開催・運営 広報誌の発行 ボランティア機関との連携	☆介護支援専門員 事務主任 看護職員 常勤介護職員 非常勤介護職員
施設防災教育委員会	必要時随時	防災・安全対策・防災訓練の定期実施計画 毎月テーマを決め勉強会を開催 ユニットにおけるケアの統一 職員への研修会の開催・周知徹底	☆ユニットリーダー 介護支援専門員 常勤介護職員 非常勤介護職員
排泄・入浴・整容	偶数月 必要時随時	快適な排泄環境の個別的把握・検討 個々の排泄状況の評価 排泄用品使用状況の確認・評価 安心・安全な入浴の実施 個々の入浴嗜好の把握・実施 季節ごとの入浴イベントの実施 入浴・排泄用品の検討及び選定	☆ユニットリーダー 看護職員 介護支援専門員 常勤介護職員 非常勤介護職員
教育委員会	偶数月	OJT・OFF-JT・新人教育・知識の共有向上・勉強会の開催・外部講師による研修の開催 リーダーとの連携補佐	☆介護支援専門員 ユニットリーダー サブリーダー

食事委員会	毎月1回 必要時随時	美味しく、満足出来る内容の検討 個々のADL状況・嗜好の把握 安心・安全な形態の確認・評価 イベント・食事会の立案・実施	☆栄養士 調理師 ユニットリーダー 看護職員 介護支援専門員 常勤介護職員 非常勤介護職員
防災委員会	必要時随時	防災・安全対策・防災訓練の定期実施計画の 策定	☆ユニットリーダー 事務員 常勤介護職員 非常勤介護職員

☆委員長

③年間防災訓練計画予定

月	訓練等	対象者	内容
4	自衛消防訓練	職員及び利用者	(避難①・通報)
5	夜間想定緊急訓練	職員	夜間帯緊急対応
6	総合自衛消防訓練	職員及び利用者	(避難・通報・消火①) (防災教育)
7	救急処置訓練	職員	心肺蘇生法・AED使用
8	自衛消防訓練	職員及び利用者	(避難②・通報)
9	地震想定訓練	職員及び利用者	避難誘導・各自役割
10	緊急連絡等訓練	職員	参集手段方法等
11	救急処置訓練	職員	心肺蘇生法・AED使用
12	総合自衛消防訓練 (夜間想定避難含)	職員及び利用者	(避難③・通報・消火②) (防災教育)
1	救急処置訓練	職員	心肺蘇生法・AED使用
2	地震想定訓練	職員及び利用者	避難誘導・各自役割
3	緊急連絡等訓練	職員	参集手段方法等

・6、12月総合訓練については、法令必須訓練とする

その他月の訓練については予定とし、施行方法等については防火管理責任者・各ユニットリーダー等において検討することとする。

④年間行事予定

	日程（予定）	担当者	初回会議予定
各月	お誕生会	各ユニット	各月
4月	お花見・ドライブ	厨房	3月
5月	端午の節句 演芸ボランティア 音楽ボランティア 外出週間	厨房 各ユニット1名 各ユニット1名 各ユニット	4月
6月	舞踊ボランティア 音楽ボランティア	各ユニット1名 各ユニット1名	5月
7月	七夕パーティー・食事レク	厨房	6月
8月	納涼祭 太鼓ボランティア	各ユニット1名 厨房 各ユニット1名	7月
9月	敬老会 双葉幼稚園園児ボランティア 秋のお彼岸献立	各ユニット1名・ 厨房 各ユニット1名 厨房	8月
10月	音楽ボランティア 歌ボランティア ハロウィン	各ユニット1名 各ユニット1名 厨房	9月
11月	寿司会	厨房	10月
12月	鍋料理会 クリスマス会	厨房 各ユニット1名 厨房	11月
1月	新春のお祝い膳	厨房	12月
2月	節分	各ユニット1名 厨房	1月
3月	ひな祭り 春のお彼岸献立	各ユニット1名 厨房	2月

※11月以降は感染症対策の状況により行事検討とする。

又、感染症対策の為、ボランティアは3月から10月までを予定とする。

⑤週間予定表

	午前	午後
月	入浴 うめ ふじ もみじ さくら すずらん	入浴 うめ ふじ もみじ さくら すずらん
	ユニット日課	ユニット日課
火	入浴 うめ ふじ もみじ さくら すずらん	入浴 ふじ もみじ さくら すずらん
	ユニット日課	ユニット日課 訪問歯科
水	入浴 すずらん	入浴 さくら すずらん
	ユニット日課	ユニット日課 嘱託医 回診
木	入浴 うめ ふじ もみじ さくら すずらん	入浴 うめ ふじ もみじ さくら すずらん
	ユニット日課	ユニット日課
金	入浴 うめ ふじ もみじ さくら すずらん	入浴 ふじ もみじ さくら すずらん
	ユニット日課	ユニット日課
土	入浴 すずらん	入浴 さくら すずらん
	ユニット日課	ユニット日課
日	ユニット日課	ユニット日課
	環境整備	環境整備

・ショートユニット(あじさい)の入浴は随時

VIII. サービス提供計画

①介護保険給付によるサービス

項 目	サービスの内容
施設サービス計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的自立支援プログラムをアセスメントツールとして使用し、国の定めるサービス計画を使用します。
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士が管理を行い、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・食事時間 <ul style="list-style-type: none"> 朝食 7：30～ 8：30 昼食 12：00～13：00 夕食 18：00～19：00 ※希望される時間に提供することも可能です。 ・利用者の自立支援の為、離床して共同生活室にて食事をとって頂くことを原則としていますが、ご本人の希望があれば居室内にて提供することも可能です。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回行います。ただし、利用者の身体状態に応じてやむを得ない場合のみ清拭となることあります。 ・利用者の心身の状態や意向に応じて機械浴槽や普通個浴浴槽で入浴できます。
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ご希望や状況に応じ、適切な介護サービスを提供します。 ・寝たきり防止の為、可能な限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・清潔な寝具を提供します。 ・シーツ交換は、週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換致します。 ・枕カバー、包布交換は、週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換致します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に適合した機能訓練を出来る範囲で行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者およびご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員と医療機関との連携により、利用者に対し、24時間の連絡体制を確保し、かつ必要に応じて健康等の管理及び、服薬等の管理を行う体制を確保いたします。

②介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
理美容サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のご希望により、理美容の出張による理美容サービスをご利用頂けます。 	実費をご負担いただきます。
レクリエーション クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。 	内容により、利用者同意のもと材料代等の実費を頂くこともあります。
日常生活品の 購入代行	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服その他、歯ブラシ等日用品の購入代金をさせていただきます。 	実費をご負担いただきます。
特別食	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント食、行事食、寿司-パーティーなどメニューを変えて提供します。 	実費をご負担いただきます。
金銭管理 所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの手による金銭などの管理が困難な場合は、お預かり管理いたします。 ・銀行通帳、銀行印等の保管サービスのほか、公共料金等の支払等代行サービスを行います。 ・預かり金に関する帳票類は翌月にご送付いたします。 ・ご利用されるか否かは任意です。 ・ご利用される場合には別途ご契約が必要です。 	別途契約書のとおり、費用をご負担いただきます。